

## 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会運営要領

(平成21年11月12日奈良市市民参画  
及び協働によるまちづくり審議会決定)

(趣旨)

第1条 この要領は、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会規則第6条の規定に基づき、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会（以下「審議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議の公開)

第2条 審議会の会議は、公開とする。ただし、奈良市情報公開条例（平成19年奈良市条例第45号）第29条各号のいずれかに該当する会議については、非公開とする。

(開催の周知)

第3条 公開する会議の開催は、原則として、会議開催の日の7日前までに、次に掲げる事項を記載した書面を、地域づくり協議会及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くとともに、奈良市ホームページにより周知するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 開催日時
- (3) 開催場所
- (4) 議題
- (5) 傍聴を認める者の定員
- (6) 傍聴の申込方法
- (7) 問い合わせ先

(傍聴の手続)

第4条 会議の傍聴を希望する者は、会議の開会の30分前から15分前までの間に、傍聴受付簿（別記第1号様式）に住所及び氏名を記入し、傍聴券（別記第2号様式）の交付を受けなければならない。

- 2 傍聴券の交付を受けた者（以下「傍聴者」という。）は、会議の会議場（以下「会議場」という。）に入場する際に当該傍聴券を係員に提示しなければならない。
- 3 傍聴券は、退場の際、返還しなければならない。
- 4 傍聴券の発行枚数は、5枚とし、先着順に交付する。ただし、傍聴受付の際に、会議の傍聴を希望する者の数が、傍聴券の発行枚数の数を超えたときは、奈良市情報公開条例の趣旨に則り、奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会会長（以下「会長」という。）の定める方法により交付できるものとする。

(入場の禁止)

第5条 次に掲げる者は、会議場に入ることができない。

- (1) 酒気を帯びていると認められる者
- (2) 会議の妨害になると認められる物品を携帯している者
- (3) 前2号に定めるもののほか、会議を妨害し、又は人に迷惑を及ぼすおそれがあると認められる者

(傍聴者が守るべき事項)

第 6 条 傍聴者は、係員の指示に従うとともに、次の事項を守らなければならない。

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。

(傍聴者の退場)

第 7 条 傍聴者は、審議会が傍聴を認めないと定めた議題に関する審議等を行おうとするときは、速やかに会議場から退場しなければならない。

2 傍聴者は、会議終了後は速やかに会議場から退場しなければならない。

(違反に対する措置)

第 8 条 傍聴者がこの要領に違反したときは、会長は、傍聴者に対して必要な指示を行い、これに傍聴者が従わない場合は、退場させることができる。

(傍聴者への資料配布等)

第 9 条 傍聴者には、会議次第その他会長が必要と認めた資料を配布するものとする。

(会議録の作成)

第 10 条 審議会の会議を公開したときは要点筆記による会議録を、非公開としたときは会議の概要を作成するものとする。

- 2 会議録又は会議の概要は、会長及び会長の指名する委員 1 人の署名により確定する。
- 3 会議を公開した場合には、会議録の確定後に、会議録を地域づくり協議会及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 4 会議を公開しなかった場合には、会議の概要の確定後に、会議の概要を地域づくり協議会及び総務課内の行政資料コーナーに備え置くものとする。
- 5 会議録又は会議の概要は、当該会議が開催された日の属する年度の翌年度の末日まで備え置くものとする。

(委任)

第 11 条 この要領に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要領は、平成 21 年 11 月 12 日から施行し、同日以後に開催される会議から適用する。

附 則 (平成 24 年 1 月 31 日改正)

この要領は、平成 24 年 1 月 31 日から施行する。

附 則（平成27年6月11日改正）  
この要領は、平成27年6月11日から施行する。

別記

第 1 号様式 (第 4 条関係)

令和〇〇年度第〇回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

整理番号

傍 聴 受 付 簿

住 所	
氏 名	

第 2 号様式 (第 4 条関係)

(表)

令和〇〇年度第〇回奈良市市民参画及び協働によるまちづくり審議会

整理番号

傍 聴 券

奈良市市民参画及び協働による  
まちづくり審議会会長

※入場の際は、傍聴券を係員に提示してください。また、退場の際は、返還してください。  
 ※会議を傍聴される方は、係員の指示に従うとともに、裏面の注意事項を遵守してください。

(裏)

## 【注意事項】

- (1) 所定の場所で傍聴し、みだりに席を離れないこと。
- (2) 会議場において発言しないこと。
- (3) 議事に対して批評を加え、又は可否を表さないこと。
- (4) 鉢巻き、ゼッケン、たすき、腕章の類をする等、示威的行為をしないこと。
- (5) 私語、談話、拍手、携帯電話等の使用その他騒がしい行為をしないこと。
- (6) 飲食、飲酒又は喫煙をしないこと。
- (7) 写真の撮影、録画、録音又はこれらに類する行為をしないこと。
- (8) 他の傍聴者の迷惑になるような行為をしないこと。
- (9) 前各号に定めるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。